

訪問看護利用料金表（介護保険）

令和6年6月現在

< 訪問看護の基本報酬 >

* 高崎市は1単位 = 10.42円

区分	現行の単位	改定後の単位
20分未満	313	314
30分未満	470	471
30分以上1時間未満	821	823
1時間以上1.5時間未満	1,125	1,128

< 介護予防訪問看護の基本報酬 >

区分	現行の単位	改定後の単位
20分未満	302	303
30分未満	450	451
30分以上1時間未満	792	794
1時間以上1.5時間未満	1,087	1,090

< 初回加算の新たな区分の創設 >

区分	現行の単位	改定後の単位
初回加算（Ⅰ）新設	-	350
初回加算（Ⅱ）	300	300

< ターミナル加算の見直し >

区分	現行の単位	改定後の単位
ターミナル加算	2,000	2,500

< 高齢者虐待防止措置未実施減算の新設 >

区分	減算率
高齢者虐待防止措置未実施減算	1パーセント

< 緊急訪問加算（Ⅰ）新設 >

区分	現行の単位	改定後の単位
指定訪問看護ステーション	-	600

< 訪問看護利用例 > 1割負担・要介護3の場合

◎週1回/月5回 30分～1時間未満利用した場合
 訪問看護基本利用料 823単位×5日 = 4,115単位
 初回加算（Ⅱ） 350単位
 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600単位
 合計 5,065単位（52,777円）

↓

負担金額（1割負担） 5,280円

株式会社PLUS

訪問看護ステーション ばわふる

* 詳しくはお問合せ下さい

TEL 027-386-2330